

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画

平成21年3月

名古屋市

----- <目次> -----

はじめに P . 1

第1章 計画の策定にあたって P . 2

1 策定の背景 P . 2

2 策定の趣旨 P . 2

3 策定の基本的な視点 P . 3

4 策定のプロセス P . 3

5 計画の期間 P . 3

第2章 本市におけるDV対策の現状 P . 4

1 これまでの取り組み P . 4

2 本市におけるDV相談状況 P . 6

第3章 計画の体系 P . 7

第4章 計画の内容 P . 9

基本方向1 総合的な推進体制づくり P . 9

基本方向2 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり . P . 13

基本方向3 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり . . . P . 17

基本方向4 二次的被害を起こさない支援体制づくり P . 23

第5章 計画の推進とその評価 P . 26

1 推進体制 P . 26

2 庁内関係局の取り組み P . 26

3 実施状況の公表 P . 26

参考資料 P . 29

「配偶者からの暴力」¹(Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特質があり、被害者の救済が必ずしも十分ではない状態が長く続いてきました。

このような中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年4月13日法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が成立し、平成14年4月から全面施行されました。

配偶者暴力防止法は、DVを防止し被害者を保護する責務が国及び地方公共団体にあることを明記するとともに、その前文において「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」と述べています。

DVの背景には、性別にもとづく固定的な役割分担意識や、男女の賃金の違いなどの社会的な要因があり、DV根絶のためには、被害者への支援策の充実とあわせて、男女が互いにその人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が欠かせません。

名古屋市はこのような観点から、DV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なDV対策を積極的に推進することを目的に、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(以下「名古屋市DV防止基本計画」という。)を策定し、DVの根絶をめざします。

¹ 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていない事実婚を含む。男性、女性を問わない。また離婚後(事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。)も引き続き暴力を受ける場合を含む。「暴力」には、「殴る」「蹴る」などの身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」「何をいっても無視して口をきかない」などの精神的暴力や「嫌がっているのに性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれる。

1 策定の背景

配偶者暴力防止法により、保護命令²の制度や配偶者暴力相談支援センター³による相談、一時保護等の業務が開始され、被害者支援体制が整備されつつあります。

平成16年6月の第1次改正では、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年12月内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示。以下「基本方針」という。）及び、都道府県における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の策定などが盛り込まれました。

平成19年7月の第2次改正では、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター業務の実施が、市町村の努力義務となりました。

基本方針（平成20年1月改定）は、基本計画の基本的視点として「被害者の立場に立った切れ目のない支援」及び「関係機関等の連携」「安全の確保への配慮」「地域の状況の考慮」を求めています。また市町村基本計画における留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」及び「既存の福祉施策等の十分な活用」などをあげています。

2 策定の趣旨

この名古屋市DV防止基本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」であり、DV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なDV対策を積極的に推進することを目的に策定したものです。

この目的を達成するために、「総合的な推進体制づくり」と「DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり」「DV被害者への切れ目のない支援体制づくり」「二次的被害を起こさない支援体制づくり」に取り組みます。

² 被害者が配偶者や元配偶者からの身体に対する暴力や脅迫により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者の申立てにより、裁判所が一定期間、配偶者を被害者から引き離すために発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型がある。

³ 配偶者暴力防止法（第3条）に定められているもので、DV被害者に対して相談、保護命令申立支援、自立支援のための情報提供、また関係機関の連絡調整等を行う。

3 策定の基本的な視点

- (1) 施策の策定・推進にあたっては、DV被害当事者の参画や意見を尊重します。
- (2) DVを防止すること及び、DV被害者の保護、自立支援は行政の責務です。
- (3) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (4) 被害者は、自らの意思に基づき、安心・安全な生活を営む権利があります。
- (5) 被害者は、国籍、年齢、障害の有無に関わらず支援を受ける権利があります。
- (6) 被害者が本来持っている力を信頼しつつ、被害者の意思を尊重した支援が必要です。
- (7) DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者です。
- (8) 施策の推進には、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携が不可欠です。

4 策定のプロセス

平成20年4月、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画検討会議」を設置し、名古屋市DV防止基本計画策定に向けて検討してきました。

平成20年5月から、民間団体等の協力を得て、DV被害者及びその家族や友人から名古屋市DV防止基本計画策定に向けた意見を募集し、多くの方からの意見が寄せられました。あわせて被害者支援の状況やそこから見えてくる課題等について、関係機関・団体に意見を求めるとともにヒアリングを行いました⁴。

平成20年9月には、区役所・学校・幼稚園・保育所の協力を得て、「配偶者からの暴力被害者支援充実に向けた関係部署・機関の連携及び研修に関する実状調査」を行いました。

また、愛知県女性相談センターなど県関係機関との話し合いを行いました。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

計画期間中に法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直します。

⁴ 資料7「名古屋市DV防止基本計画策定に向けたDV被害者等からの意見概要及び関係機関・団体ヒアリング概要（P53）」参照

1 これまでの取り組み

(1) DV根絶をめざして

名古屋市は、平成11年9月「女性に対する暴力」調査(『女性に対する暴力』研究会に委託)を行いました。この調査は、「全国で初めて、男性の加害の実態を明らかにした」「外国人女性を調査対象に含めて面接調査を実施した」などの点で先進的な意義を持つものです。

平成13年7月、「名古屋市『女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)』防止対策関係機関連絡会議」を設置し、関係行政機関及びDV被害者支援に係わる民間団体による連携の推進と被害者のサポート体制を総合的に検討するため、連絡・協議を開始しました。

「何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。)を行ってはならない。」と明記された「男女平等参画推進なごや条例」を制定しました(平成14年4月施行)。

平成15年6月、男女平等参画推進の拠点施設「名古屋市男女平等参画推進センター」(愛称・つながれっとNAGOYA)を開設し、DV問題を含めた女性の多面的な相談ニーズを受け止める「女性のための総合相談窓口」を設置しました。あわせて、相談を通じて見えてくる様々な課題に対応した広報・啓発事業及び被害者や支援者をサポートする事業を実施しています。

平成16年11月 名古屋市男女平等参画審議会は答申として「男女平等参画先進都市をめざして」をとりまとめ、優先的に取り組むべき課題として、「女性の活躍」と「DV根絶」という二つの柱を打ち出しました。

(2) 女性福祉相談員の配置と配偶者暴力相談支援センター業務開始

平成18年4月次世代育成支援策を総合的かつ機動的に取り組むことを目的として子ども青少年局を設置し、子どもや子育て家庭の支援、青少年の自立支援とあわせてDV被害者支援を所管することにしました。

従来、DV等の女性福祉相談は、愛知県の婦人相談員による巡回相談(愛知県が、各区役所に週1回あるいは月に数回派遣)で対応していましたが、平成18年度から、区役所(社会福祉事務所)業務に児童虐待防止とあわせてDV被害者等の女性の自立支援に係る相談及び指導を明記し、同年6月、市内全16区役所(社会福祉事務所)に女性福祉相談員を配置しました。

平成19年7月から配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、各区社会福祉事務所との緊密な連携のもとで、DV被害者支援を進めています。

名古屋市の現在の主な支援事業は、次のとおりです。

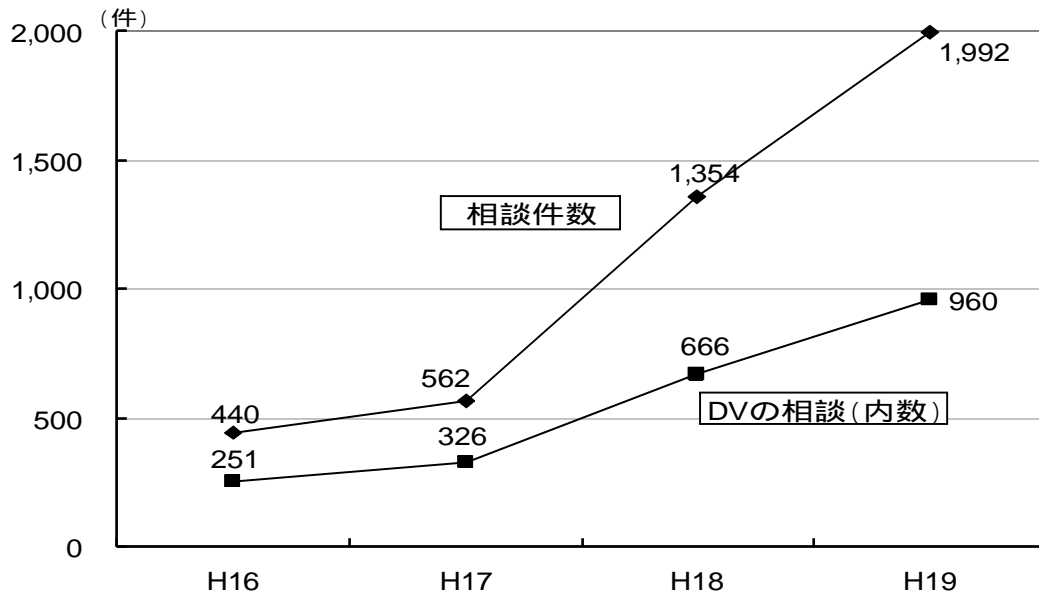
事業名	内容
母子等緊急一時保護事業 (平成11年開始)	夫の暴力等により緊急に保護を必要とする母子等について、一時的に保護する。
民間一時保護施設(シェルター)への補助 (平成13年開始)	シェルターを運営する民間団体に対し、補助金交付を行う。 年間家賃の1/2 (50万円限度)
DV情報を伝える会 (平成17年開始)	少人数のグループプログラム。DV被害者や身近な支援者を対象に、DVの定義、心身への影響などの情報を提供することにより、DVへの理解が深まることをめざす。
暴力被害などからの精神的回復と成長を目指す女性サポートグループ (平成18年開始)	少人数のグループで自己の暴力被害などの経験等を語り、自己の感情や人との距離の取り方、自分を大切にすることなどに気づくことをめざす。
配偶者暴力相談支援センター業務 (平成19年7月開始)	DV被害者が行う保護命令申立てに対する支援や、関係部署・機関・団体との総合的な調整等を行う。
DV被害者ホットライン事業 (平成19年7月開始)	民間団体に委託し、公的機関の閉庁日の相談・支援を行う。 土日祝日 10:00~16:00
緊急宿泊事業 (平成19年7月開始)	一時保護以前に緊急保護を必要とする相談者に対し、一時的に宿泊施設に宿泊させることにより支援する。 原則1泊(次の開庁日まで)
中期滞在支援事業 (平成19年11月開始)	市営住宅の目的外使用許可を受け、DV被害者に生活支援等を行う。 利用期間は、原則2か月以内(6か月を限度)
DV相談等法律問題援助事業 (平成19年12月開始)	法律相談を愛知県弁護士会に委託して実施。区女性福祉相談員等を対象に、定例相談及び随時相談を行う。

各区役所におけるDV相談件数（区における面接相談の実人員数）は、女性福祉相談員が配置された平成18年度から急増し、平成19年度は、平成16年度のおよそ4倍となっています。

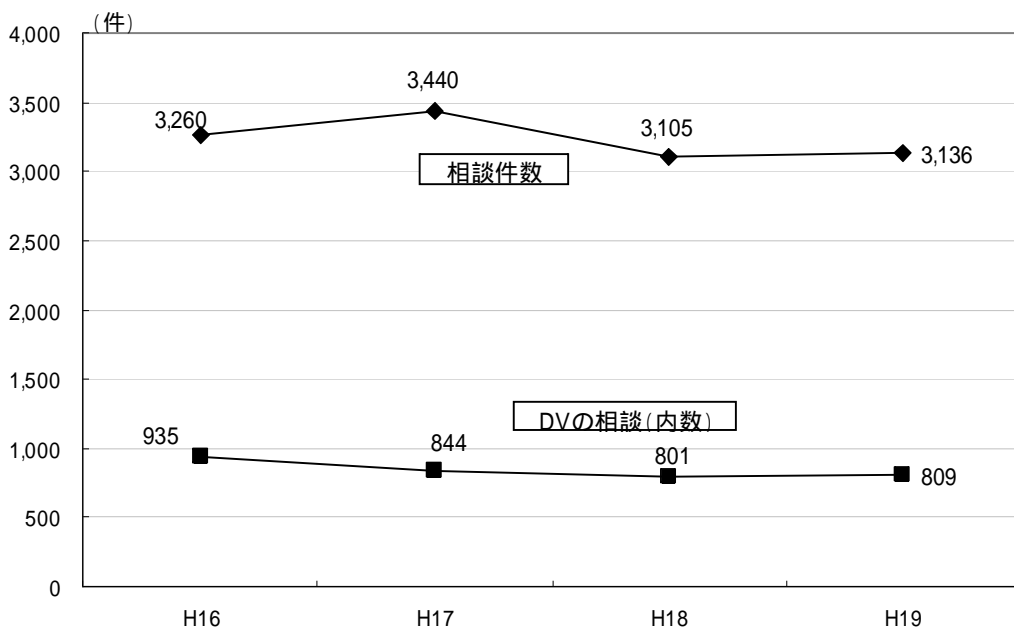
名古屋市男女平等参画推進センター（つながれっとNAGOYA）相談室における延べDV相談件数は、平成16年度以降、毎年800件を超えています。（件）

	H16	H17	H18	H19
区役所における面接相談件数（実人員数）	440	562	1,354	1,992
うちDV	251	326	666	960
つながれっとNAGOYA延べ相談件数	3,260	3,440	3,105	3,136
うちDV	935	844	801	809

女性の悩みごと相談件数（16区計）



女性のための総合相談件数（つながれっとNAGOYA）



重点目標

施策の方向

基本方向1 総合的な推進体制づくり

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 名古屋市としての総合的な推進体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 「名古屋市男女平等参画推進協議会」による推進 • 「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」による推進 • 「名古屋市『女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)』防止対策関係機関連絡会議」による推進 • 民間団体及び市民との連携等 |
| (2) 総合的な支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 名古屋市配偶者暴力相談支援センターの調整機能強化 • 被害者の状況に応じた支援の推進 |
| (3) 国・県の機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> • 警察等との連携 • 広域連携等の推進 |
| (4) 関係機関・団体の連携 | <ul style="list-style-type: none"> • 被害者支援民間団体等との連携 • 既存のネットワークの連携 |

基本方向2 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり

- | | |
|---------------------|---|
| (5) DV防止策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 相談窓口の整備など男性へのはたらきかけ • 「デートDV」防止教育などの推進 • 学校における人権教育の推進 |
| (6) DV防止意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> • 全市的なDV防止キャンペーンの取り組み • 外国籍被害者・障害のある被害者に配慮した広報・啓発 |
| (7) DV被害の発見・通報体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 医療関係者との連携 • 民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携 • 学校、幼稚園、保育所等との連携 • ホームヘルパー等との連携 |
| (8) 調査・研究の推進 | <ul style="list-style-type: none"> • 女性の人権や福祉等に関する調査研究 |

基本方向3 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (9) 相談・保護体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 相談機関等の周知 • 相談体制の充実 • 保護体制の充実 |
| (10) 住まいへの支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 安定的な住まいへの支援 |
| (11) 就業などの生活支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 就業支援の充実 • 企業等と連携した就業支援 • 生活支援の充実 |
| (12) こころとからだへの支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 精神的支援の充実 • 被害者を孤立させない支援体制整備 • 被害者の支え合いの支援 |
| (13) 子どもへの支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 児童相談所と連携した子どもへの支援 • 医療関係者へのDV問題の周知 • 教育・保育関係者へのDV問題の周知 |
| (14) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 外国籍被害者の支援体制整備 • 高齢の被害者の支援体制整備 • 障害のある被害者の支援体制整備 |

基本方向4 二次的被害を起こさない支援体制づくり

- | | |
|-------------------|--|
| (15) 被害者の安全確保策の強化 | <ul style="list-style-type: none"> • 法的支援の充実 • 区役所内の統一的対応の推進 |
| (16) 研修体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> • 研修の充実 |
| (17) 苦情処理の適正化・迅速化 | <ul style="list-style-type: none"> • 二次的被害などの苦情対応の明確化 |

基本方向1 総合的な推進体制づくり

DVの防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策は広範囲に及び、関係機関、団体も多岐にわたります。

このため、実効ある支援体制を整えるためには、被害者支援に直接係わる機関・団体だけでなく、DV防止に係わる幅広い関係機関・団体の理解の促進や協力が不可欠です。

名古屋市DV防止基本計画を推進していくため、庁内の推進体制を整備するとともに、国・県の機関や他自治体の関係部署、団体との連携を図ります。

重点目標 1 名古屋市としての総合的な推進体制の整備

現状と課題

名古屋市は平成18年度に、区役所(社会福祉事務所)業務に児童虐待防止とあわせてDV被害者等女性の自立支援を明記しました。DVと児童虐待の密接な関係に着目し、被害者としての子どもを視野に入れて、DV被害者支援を行う女性福祉相談員と児童虐待に対応する子ども家庭相談員を配置し、連携して対応できる体制を作りました。

平成19年度には配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、他都市での実績をもつ専門家を職員として外部登用しました。名古屋市配偶者暴力相談支援センターは、各区役所(社会福祉事務所)の女性福祉相談員と連携して被害者支援に対応しています。

また名古屋市男女平等参画推進センターでも、DV等の女性に対する暴力問題について相談に応じています。

DV被害者の支援においては、関係機関・団体が被害者の意思と選択を尊重して対応することが不可欠です。

名古屋市としてDV対策を推進していくために、それぞれの機関がその役割を相互に認識し、民間団体及び市民と連携協力して名古屋市DV防止基本計画を推進する体制を整備する必要があります。

施策の方向

「名古屋市男女平等参画推進協議会」による推進

「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議します。また、必要に応じて、名古屋市DV防止基本計画を効果的に推進するための分科会を設置します。

「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議⁵」による推進
関係局における取り組みについて、名古屋市DV防止基本計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、関係各局における取り組みや連携について協議します。

「名古屋市『女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議⁶」による推進

被害者支援関係機関・団体の取り組みが、名古屋市DV防止基本計画に即して効果的に推進されるよう働きかけます。

民間団体及び市民との連携等

民間団体には、計画の推進について名古屋市及び関係機関と連携した取り組みを期待します。市民には、計画の推進について理解と協力を求めます。

重点目標 2 総合的な支援体制の整備

現状と課題

DV被害者は複数の課題を同時に抱えることが多く、課題解決にかかわる関係機関は多岐にわたります。関係機関・団体が認識を共有しながら連携を図って支援していく必要があります。

名古屋市では、「各区民生子ども課」「名古屋市配偶者暴力相談支援センター」「名古屋市男女平等参画推進センター相談室」で、女性の相談に対応しています。

各区民生子ども課は、DVも含めた女性の悩みごと相談を幅広く受け、福祉的支援を行い、名古屋市配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力防止法に基づき、DV被害者支援を行っています。

名古屋市男女平等参画推進センター（相談室）では、家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題について、相談者の気持を尊重しながら主体的な解決をめざすとともに、相談の過程で見えてくる課題を事業化するなど女性の人権を守る立場からさまざまな相談に対応しています。

名古屋市配偶者暴力相談支援センターは、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす機関であり、被害者の立場にたった関係機関との調整機能を強化する必要があります。

施策の方向

⁵ DV被害者支援に関わる関係部署の連携を図り、被害者支援策について必要な協議を行うことを目的に平成16年度から開催。

⁶ DV防止対策についての情報交換等を目的に、平成13年度に設置。

名古屋市配偶者暴力相談支援センターの調整機能強化

関係機関・団体の連携による総合的な支援体制を整備するために、配偶者暴力相談支援センターの充実を図り、調整機能を強化します。

被害者の状況に応じた支援の推進

各区民生子ども課・名古屋市配偶者暴力相談支援センター・名古屋市男女平等参画推進センター（相談室）は、それぞれの役割を尊重し、被害者の相談にあたるとともに、連携して切れ目のない支援に努めます。

重点目標 3 国・県の機関との連携

現状と課題

基本方針は、警察の対応として、被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙や加害者への指導警告などを行うとともに、加害者の検挙の有無にかかわらず、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関や保護命令制度等についての教示など被害者の立場に立った措置を講じることを求めています。被害者支援にかかわる関係機関・団体には、DVは被害者の生命身体の安全に直結する問題であるとの認識のもと、加害者からの追跡への対応や情報管理の徹底などが求められます。

また「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」（平成16年12月28日 雇児福発1228001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）は、婦人相談所を中心にした広域的対応について整理しています。

国や県の機関及び他自治体と連携して、被害者とその子ども・親族の安心と安全が守られるような支援体制を整備する必要があります。

施策の方向

警察等との連携

被害者とその子ども・親族の安全のために、加害者からの搜索願など追跡への対応、被害届等に関して愛知県警察本部等との連携をすすめます。

広域連携等の推進

円滑な一時保護の受け入れや施設入所等に関して愛知県女性相談センターと協議し、連携を強化します。また、他自治体との広域的な連携に取り組みます。

重点目標 4 関係機関・団体の連携

現状と課題

被害者支援は、ひとつの機関だけで対応することは困難です。幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換から具体的な事案に即した協議に至るまで、さまざまな形で効果的に連携していくことが求められます。

名古屋市は、平成13年に「名古屋市『女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)』防止対策関係機関連絡会議」を設置し、民間シェルター運営団体などの民間団体を含む32団体・機関の参加を得て、情報の共有化や意見交換をすすめてきました。

名古屋市男女平等参画推進センターでは、被害者支援活動を行う民間団体の活動を支援するため、会場の確保及び広報、選考による事業費の助成などを実施してきました。

このほか、共催や事業委託を通じて民間団体の活動を支援しています。

DV対策の推進のためには、こうした民間団体との連携協力とあわせて、既存のネットワークのなかにDV問題を位置づけ、DV被害の早期発見・早期対応をすすめていく必要もあります。

施策の方向

被害者支援民間団体等との連携

民間シェルター運営団体は、被害者の支援において大きな役割を担っています。

「名古屋市『女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)』防止対策関係機関連絡会議」を活用するなど、民間団体との連携をすすめます。

既存のネットワーク⁷の連携

現在は、DVや児童虐待、犯罪被害などの課題別に施策が整備されていますが、共通する問題も少なくありません。既存のネットワークとの領域横断的連携をすすめ、DV被害の早期発見と早期対応、相談対応の充実を図ります。

⁷ なごやこどもサポート連絡協議会：全市レベルの関係機関の連携を目的に、平成13年度から開催。
犯罪被害者支援担当者会議：庁内の関係部署の参加により、被害者支援の連携を図り、被害者支援策を総合的に検討する。自殺対策関係相談機関ネットワーク会議：自殺の危険が高まっている人へ適切に介入できるように自殺問題に関連する相談機関等の連携強化を図ることを目的に、平成20年度から開催。高齢者虐待防止ネットワーク：関係部署・機関・団体の専門性をいかした支援方針や援助方法を検討。

基本方針は、被害者の立場にたってその恐怖や不安を理解し、暴力は許されないという認識にたって基本計画を検討することを求めています。

DV防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが、性別を問わず求められています。

名古屋市は平成16年、誰もが安心・安全で快適に暮らせるまちを実現することをめざして、「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」を制定しました。

現に被害を受けている人の救済・支援に止まらず、広く市民向けのDV防止策を充実させるとともに、子どもたちからの暴力によらない関係性の構築などに焦点をあてて、暴力を許さない地域社会をめざします。

重点目標 5 DV防止策の推進

現状と課題

国は、配偶者からの暴力防止の重要な施策のひとつとして、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」等をすすめています。具体的な対策については、必ずしも十分とはいえません。名古屋市では、「男女共同参画プランなごや21」⁸に施策の方向として「夫・パートナーからの暴力への対策の推進」を掲げ、暴力の構造についての意識啓発や情報提供などを行ってきました。

男性に対しても、暴力によらないパートナーとの関係づくりなど、DV防止の重要性を働きかける取り組みを検討していく必要があります。

内閣府の調査⁹によれば、過去5年間の配偶者からの被害経験は、女性の場合、年代が下がるほど被害経験のある割合が多くなっています。若い世代に対する暴力の防止の取り組みは、将来のDVや長期にわたるDVを防止するためにも重要な課題です¹⁰。

施策の方向

相談窓口の整備など男性へのはたらきかけ

子ども時代に虐待を受けた経験をもつことなどにより、家族との関係に悩む成人男性も少なくありません。DV防止策として男性へのはたらきかけに取り組みます。

⁸ 名古屋市の男女平等参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画で男女共同参画社会基本法第14条及び男女平等参画推進なごや条例第8条に基づく計画。

⁹ 「男女間における暴力に関する報告書（内閣府 平成17年度）」

¹⁰ 名古屋市男女平等参画推進センターは平成20年度に、市内高校生などを対象に、「デートDV」等の実情を把握するアンケート調査を行っている。「デートDV」の実態を把握し、予防のための施策に反映させることを目的に実施。

「デートDV」防止教育などの推進

名古屋市内の大学・高校などと連携して若年者を対象にした「デートDV」防止教育をすすめます。

学校における人権教育の推進

男女平等教育を推進するとともに、児童・生徒が同居する家庭における配偶者に対する暴力が児童虐待にあたることを、教職員に周知し、学校全体への取組につなげます。

重点目標 6 DV防止意識の向上

現状と課題

名古屋市男女平等参画推進センターでは、配偶者暴力防止法に関するセミナーの開催や、DV被害者などにDVに関する情報を知らせるリーフレットの作成・配布、広報誌の発行や出張講座の実施などを通じて、幅広く市民に向けてDV理解の促進につながるような広報・啓発活動に取り組んでいます。国が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月25日に先立つ2週間）の取り組みとして、毎年、広く市民向けにDVへの理解をすすめ、防止の重要性を知らせる講演会などを開催しています。

名古屋市配偶者暴力相談支援センターは、その業務開始等にともない、「広報なごや」による広報を行い、DV防止リーフレットを関係機関・団体等に配布しました。

名古屋市の調査¹¹では、配偶者暴力防止法の認知度について、国の平均に比べ低い結果が出ています。

総務省の調査¹²では、被害者の半数以上が、相談しやすい体制整備や相談機関等の情報を求めていることが明らかになりました。

相談機関等の情報提供の充実とともに、市民の理解促進に向け啓発・教育の充実が求められます。

施策の方向

全市的なDV防止キャンペーンの取り組み

DV被害の発見や防止のためには、支援関係者のみならず市民のDV問題についての理解が進む必要があります。暴力を許さない地域社会づくりに向けて全市的なDV防止キャ

¹¹ 「名古屋市第6回男女平等参画基礎調査」(平成17年度)によると、配偶者暴力防止法の認知度は「法律ができたことも、その内容もよく知っている」は、回答者(1720人)の9.3%(国:13.3%)、「法律ができたことは知っているが、内容はよく知らない」は、56.3%(国:66.2%)。

¹² 「配偶者からの暴力の防止等に関するアンケート調査(以下「DV防止等アンケート調査」という。総務省 平成20年度)」によると、回答した被害者(993人)は、「いつでも相談を受けられるようにする(例:相談窓口を増やす、相談の受付時間を延長する等)(65%)」「どこに相談すればいいかわかるようにする(61%)」などを求めている。

ンペーンに取り組みます。

外国籍被害者・障害のある被害者に配慮した広報・啓発

外国籍被害者・障害のある被害者に配慮した、DV防止等に関する広報・啓発をすすめます。

重点目標 7 DV被害の発見・通報体制の整備

現状と課題

配偶者暴力防止法は、一般人からの通報の努力義務と被害者の意思を尊重したうえで、医師その他の医療関係者は通報することができると定めています。また、この法では、医師その他の医療関係者からの通報は守秘義務違反に当たらないとされ、日常業務でDV被害を発見しやすい立場から、積極的な役割が期待されます。通報先は、配偶者暴力相談支援センターと警察官です。

医療機関だけでなく関係機関・団体は、通報や通報先についての理解に努め、適切に対応することが求められます。

DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から支援を求めることをためらいがちです。DV被害の早期発見と早期対応のために、関係機関・団体の緊密な連携が必要です。

施策の方向

医療関係者との連携

DV被害の早期発見と通報体制の整備のため、「名古屋市『女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議」を活用するなど、名古屋市医師会及び病院等の医療関係者との連携をすすめます。

民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携

民生委員・児童委員などの福祉関係者も相談援助業務等を行うなかで、DV被害者を見出しやすい立場にあることから、医療関係者に準じた対応が求められます。

法務省の人権擁護機関は、DV事案を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされています。

DV被害の早期発見・早期対応のために民生委員・児童委員、人権擁護委員との連携をすすめます。

学校、幼稚園、保育所等との連携

被害者と子どもの行方を捜して、加害者から学校や幼稚園、保育所などに問い合わせが入ることもあります。被害者と子どもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団

体との連携を図ります。

ホームヘルパー等との連携

DVは家庭という密室で行われるため、潜在化しやすい傾向があります。ホームヘルパーや保健師等は、居宅訪問など職務上、DV被害者に遭遇する可能性があります。DV被害の発見と早期対応のために連携をすすめます。

重点目標 8 調査・研究の推進

現状と課題

DV被害者支援策の充実に向けて、名古屋市はこれまでさまざまな調査・研究を行ってきました¹³。これらの調査結果などをもとに、DVに関する市民意識の向上や名古屋市男女平等参画推進センターの設置、女性福祉相談員の配置、名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務開始などのDV被害者支援体制の整備に取り組んできました。

今後も、名古屋市としてDV被害者の現状把握と支援体制充実のための調査研究を進めていく必要があります。

施策の方向

女性の人権や福祉等に関する調査研究

DV問題をはじめとした男女平等参画推進にかかる基礎的な調査・研究や、DV被害者の自立支援策につながるような調査・研究に取り組みます。

¹³ 「女性に対する暴力調査」(「女性に対する暴力」研究会・名古屋市総務局総合調整部男女共同参画推進室委託)(平成11年度)、『21世紀型の新しい相談をめざして』(総合相談窓口のあり方研究会・名古屋市男女平等参画推進室委託)(平成13年度)、「相談事業における連携と協働のあり方～DV被害者への自立支援の観点から～研究会報告」(相談事業における連携と協働のあり方研究会・名古屋市男女平等参画推進センター委託)(平成15年度)、「名古屋市におけるDV被害者支援体制確立のための調査報告書」(DV被害者支援の総合的あり方研究会・名古屋市男女平等参画推進室委託)(平成17年度)、「名古屋モデルの構築をめざして」(DV被害者支援センターのあり方研究会・名古屋市男女平等参画推進室委託)(平成18年度)

基本方針は、DV被害の防止から通報や相談、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関による切れ目のない支援を求めています。

内閣府の調査¹⁴では、被害者が直面する課題として、当面の生活費や体調の回復、就職先などが挙がり、暴力から逃れたあとに自立して生活をしていくことの難しさが浮き彫りとなりました。

名古屋市は、被害者の安心と安全に配慮した支援の充実のために、「住まいへの支援」や「就労などの生活支援」「こころとからだへの支援」「子どもへの支援」「外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援」などの分野において、被害者を孤立させない切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

重点目標 9 相談・保護体制の整備

現状と課題

被害者の多くは孤立し、将来への不安を抱えています。

DV被害の影響は、外傷などの身体的影響だけではありません。繰り返される暴力のなかで、加害者による心理的コントロールや追及の恐怖、将来への不安等のために、被害者がもとの(夫などの)家に戻ることもあります。このようなDV被害の特性を、関係機関・団体は十分に認識し、被害者を責めることなく、安全への配慮をしながらその意思と選択を尊重した支援を行う必要があります。

名古屋市は平成11年から、市内の保護施設において緊急保護を行っています。

平成13年から、民間シェルターを運営する団体に家賃補助を行ってきました。

平成19年7月から、閉庁日である土日祝日も被害者からの相談に対応できるように、「DV被害者ホットライン事業」を行うとともに、「緊急時における安全の確保¹⁵」のために「緊急宿泊事業」を実施しています。

被害者が暴力から逃れるためには、人権が尊重され安心と安全が保障される相談・保護体制が求められます。

¹⁴ 「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」(以下「自立支援調査」という。内閣府 平成19年度)では、「配偶者から離れて生活をしている人(728人)」のうち、相手と離れて生活を始めるにあたって困ったこととして、「当面の生活費がない(54.9%)」「自分の体調や気持ちが回復していない(52.9%)」「適当な就職先が見つからない(36.7%)」などと回答。

¹⁵ 緊急に保護をもとめてきた被害者に対して、一時保護がおこなわれるまでの間、避難場所を提供するもので、平成19年の法改正により新設された。

施策の方向

相談機関等の周知

相談窓口や相談機関等の広報を充実します。

相談体制の充実

被害者が相談しやすいよう相談体制の充実を図ります。

保護体制の充実

愛知県女性相談センターと連携して、人権が尊重され安全と安心が保障されるよう保護体制の充実を図ります。

重点目標 10 住まいへの支援体制の整備

現状と課題

総務省の調査¹⁶では、被害者の多くが自立のために、「公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援」を求めています。

名古屋市では、国の通知に基づいて、DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため市営住宅への入居に際して、ひとり親世帯向け募集（福祉向け募集）や母子生活支援施設の退所者に対するあっせんで対応するほか、市営住宅の目的外使用許可による一時使用も実施しています。

今後も住まいへの支援体制を整備する必要があります。

施策の方向

安定的な住まいへの支援

今後も市営住宅を活用し、安定的な住まいへの支援を実施します。

¹⁶ 「DV防止等アンケート調査」では、被害者（993人）が自立のために求めている支援として最も多かったのは、「公営住宅への入居、身元保証などの住宅の確保に関する支援」（73%）。

重点目標 11 就業などの生活支援体制の整備

現状と課題

被害者支援においては、仕事と当面の生活費の確保は重要です。

基本方針は、母子家庭の母等への支援策や生活保護制度など既存の施策の適切な実施による支援を求めています。

名古屋市は、被害者に対し、母子生活支援施設における保護の実施、母子寡婦福祉資金貸付金¹⁷の貸付け、児童手当¹⁸の支給等を行っています。

各区に母子自立支援員¹⁷を配置して生活全般の安定や自立に向けての相談指導を行うとともに、母子家庭等就業支援・相談の拠点として「ジョイナス・ナゴヤ（母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室）」を設置し就業支援を行っています。

名古屋市男女平等参画推進センターでは、再就職支援としてパソコン講座などを行っています。

生活保護受給者の自立促進のために、就労支援員を各区に配置し就業支援を行っています。

被害者の就労には、保証人の確保や避難先の秘匿など様々な困難が伴います。就業などの生活再建に向けた支援体制の整備が必要です。

施策の方向

就業支援の充実

母子家庭の母等への就業支援に取り組みます。また、職業訓練の受講促進など既存の事業を活用した就業支援に取り組みます。

企業等と連携した就業支援

被害者の雇用の安定のために、企業等と連携した就業支援に取り組みます。

生活支援の充実

生活保護の適用¹⁹など既存の福祉施策を活用して自立を支援します。

¹⁷ 母子家庭の母等への支援策は、原則として離婚が成立していない場合は利用できないが、被害者が一定の要件を満たす場合は、母子寡婦福祉資金の貸付けや母子自立支援員などの施策が可能とされている。

¹⁸ 児童手当についても、被害者であることが明らかであり、一定の要件を満たす場合には、被害者の請求に基づき児童手当の受給が可能とされている。

¹⁹ 生活保護における扶養能力調査の方法等について、被害者の安全確保に配慮した取り扱いをすべきとされている。（H20.4.1 社援保発第 0401007 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

重点目標 12 ころとからだへの支援体制の整備

現状と課題

D V被害は、身体的・心理的に大きな影響を与えます。P T S D等精神的に不安定な状態にある被害者も少なくありません。加害者から離れた生活を始めてからも、精神的な不安、人間関係などさまざまな問題で悩む被害者もいます。

総務省の調査²⁰では、被害者は、地域生活の支援として「被害者を孤立させないような支援、地域の自助グループなどによる支援」を求めています。内閣府は、平成20年度に「配偶者からの暴力被害者の自立支援モデル事業」として、「自立支援プログラム（居場所づくりモデル）の開発」に向けて、全国6か所でプログラムの試行をおこないました。今後も継続した取り組みが予定されています。

既存の施策の活用などにより、被害者とその子ども・親族の、ころとからだへの支援体制を整備する必要があります。

施策の方向

精神的支援の充実

名古屋市男女平等参画推進センターでは、精神科医による専門相談のほか、関係機関と連携しつつ、被害者の精神的支援に力を入れています。医療機関等と連携して、D V被害者の精神的支援の充実を図ります。なお、名古屋市精神保健福祉センターや保健所では、地域の身近な相談機関として、ころに関する相談に応じています。

被害者を孤立させない支援体制整備

一時保護所や母子生活支援施設退所後も、被害者は、将来への不安や孤立感、追跡の恐怖などのさまざまな困難に直面し、D V被害の影響が増幅したり深刻化することもあります。地域で自立生活を始めた被害者とその子どもを継続して精神的に支えることができる支援体制を整備します。見守り・同行支援や親子支援プログラムに取り組みます。

被害者の支え合いの支援

同じ体験をもつ被害者同士が体験や感情を共有し、情報を交換し合うグループ等へ参加することは、被害からの回復のためにも有効です。名古屋市男女平等参画推進センターや被害者支援民間団体は、「D V被害者のためのサポートグループ²¹」事業を行っています。名古屋市内の多様なグループについて情報提供するなど、被害者同士の支え合いを支援します。

²⁰ 「D V防止等アンケート調査」では、被害者（993人）の半数以上が、自立のために求めている支援として「被害者を孤立させないための支援（地域の自助グループなどによる支援など）」（59%）をあげている。

²¹ サポートグループ：少人数のグループ形態で、安心して話せる場を提供し、気持の分かちあいや問題解決に役立つ情報を共有することにより、自立や成長を目指す。

重点目標 13 子どもへの支援体制の整備

現状と課題

子どももDVの被害者です。子どもは、「DVの目撃者として」「直接の被害者として」「DV被害者からの暴力の被害者として」、さまざまな影響を受けています。

「児童虐待の防止等に関する法律²²」では、子どもが同居する家庭において、DVなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待（心理的虐待）にあたることと明記されています。

児童相談所などの児童虐待に関係する機関・団体や学校、幼稚園、保育所、医療機関、保健所などは、DVの子どもへの影響を理解して適切な対応を行う必要があります。

施策の方向

児童相談所と連携した子どもへの支援

DVがある家庭で子どもが虐待を受けていることもあれば、児童虐待がある家庭でDVが行われているなど、DVと児童虐待には深いつながりがあります。

被害者支援に関わる関係機関・団体と児童相談所との連携を強め、子どもへの支援に取り組めます。

医療関係者へのDV問題の周知

DVが子どもの心身に与える影響は多様で深刻です。不登校や情緒的不安定などの心理的症状が現れることもあります。

小児科医などの医療関係者へのDV問題の周知を図ります。

教育・保育関係者へのDV問題の周知

自立支援において、同居する子どもの就学・保育等は重要です。

子どもと直接接することが多い関係機関では、被害者とその子どもの安全のために、転出先や居住地等の情報を適切に管理する必要があります。関係者へのDV問題の周知を図ります。

²²児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする法律。児童に対して暴力が振るわれる場合の、児童の保護のための措置等について規定されている。

重点目標 14 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制の整備

現状と課題

配偶者暴力防止法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある人も含まれます。

相談担当者だけでなく職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保など人権に配慮した対応が求められます。

外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者が、外国人、高齢者、障害者等であることを理由に十分な支援を受けられないという事態が生じないような支援体制が必要です。

施策の方向

外国籍被害者の支援体制整備

名古屋国際センターでは、トリオホン等を活用して多言語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル等）の生活相談や法律相談、カウンセリングを行っています。地域生活の支援のために、語学ボランティア（通訳・翻訳）を派遣しています。

被害者には、保護命令申し立てなどの法的支援や緊急保護等の独自の支援が不可欠です。外国籍被害者の人権に配慮し、区役所等への通訳派遣に取り組みます。

高齢の被害者の支援体制整備

平成18年4月から施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により、養護者による虐待を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村への通報が義務づけられました。通報をうけた市町村は、一時的に保護する等の措置を講じることになります。

区役所や名古屋市高齢者虐待相談センター、各区の地域包括支援センターでは、高齢者虐待に関する相談を受け支援していますが、高齢の被害者の一時保護や生活の場の確保には、さまざまな障壁があります。

高齢の被害者の安心と安全のために、老人福祉法による制度などの活用も含めて支援のあり方を検討します。

障害のある被害者の支援体制整備

障害のある被害者には、一時保護だけでなく地域での生活の場や仕事の確保など多くの障壁があります。

障害のある被害者の人権に配慮した支援のあり方を検討します。

基本方向 4 二次的被害を起こさない支援体制づくり

二次的被害は、DV被害を潜在化させる要因のひとつです。

被害者と接する場合は、被害者がDVによって心身ともに傷ついていることに十分留意する必要があります。このような理解が欠けていると、被害者に不適切な対応となり更なる被害（二次的被害）が生じることになります。

名古屋市DV防止基本計画策定についての被害者等からの意見募集²³では、相談機関における対応について、多くの声が寄せられました。

二次的被害を起こさないために、被害者の安全確保策の強化と職務関係者²⁴の研修充実に取り組めます。

重点目標 15 被害者の安全確保の強化

現状と課題

被害者とその子ども・親族にとって、安心と安全が保障される支援体制は、何よりも重要です。

内閣府の調査²⁵では、「相手の反応が怖かったから」という理由で保護命令を申し立てなかった人が約3割にのぼり、「保護命令制度を知らなかった」という人も少なくありませんでした。家を出たあとに「相手からの追跡や嫌がらせ」をうけた人もおり、家を出たあとも被害者の安全が脅かされている現状がうかがえます。

国の基本方針は、住民基本台帳担当部局が住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局との連携に努めることを求めています。名古屋市では国の通知に基づいて、

²³ 資料7「名古屋市DV防止基本計画策定に向けたDV被害者等からの意見概要及び関係機関・団体ヒアリング概要（P53）」参照

²⁴ 職務関係者とは、「配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者」で、具体的に以下があげられています。配偶者暴力相談支援センター職員、市町の相談担当者、福祉事務所職員、保健師、教職員、幼稚園・保育所職員、警察職員、検察職員、裁判所職員、調停委員、法務局職員、弁護士、公証人、医師・看護師等の医療関係者、ヘルパー等介護関係職員、民生委員・児童委員、男女共同参画推進員、人権擁護委員など。

出典：内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力専門調査会『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の円滑な推進について』（平成13年）『詳解 改正DV防止法』（平成16年 ぎょうせい出版）など。

²⁵ 「自立支援調査」では、「保護命令を申し立てなかった人」の理由で、最も多かったのは「相手の反応が怖かったから（34.8%）」で、その他「保護命令の制度を知らなかった（28.1%）」「精神的余裕がなかった（25.3%）」となっている。「配偶者から離れて生活をしている人（728人）」の33.7%が、「相手からの追跡や嫌がらせがある」と回答。

「住民基本台帳事務における支援措置²⁶」や「健康保険被保険者認定等の取り扱い²⁷」「国民年金における秘密保持²⁸」等について、被害者とその子ども・親族の安全に配慮した支援を行っています。また「名古屋市DV相談共通シート」を作成し、被害者のプライバシーと安全が守られるよう配慮しています。

保護命令申立についての情報提供や区役所内の統一的対応など、被害者とその子ども・親族の安全確保策を整備する必要があります。

施策の方向

法的支援の充実

名古屋市は、平成19年12月から、愛知県弁護士会と連携して「DV相談等法律問題援助事業」を行っています。女性福祉相談員等各区役所の相談担当者が弁護士から助言を受け支援の充実をめざすものです。

さらに愛知県弁護士会等との連携を強化し、保護命令申立促進等の法的支援をすすめます。

区役所内の統一的対応の推進

自立支援においては、生活や就業、住宅、医療保険、年金、子どもの就学・保育等の領域における関係部署・機関・団体との連携が欠かせません。区役所内の関係部署の役割を明確化し統一的対応を進めます。

重点目標 16 研修体制の整備

現状と課題

職務関係者への研修や啓発の充実は、二次的被害の防止に不可欠であり、被害者が安心して支援を受けることができる環境の整備につながります。

名古屋市は、職務関係者向け研修として、市職員(新規採用者研修、係長有資格者研修、新任課長研修等)を対象に、男女平等参画研修のなかでDV問題を取りあげています。名古屋市男女平等参画推進センターでは、一般職員などを対象に「女性に対する暴力防止に関する研修」を実施しています。

また、教職員に対しては、教育センターにおいて校(園)長研修会や教頭研修会を始めとする各種研修会の中で「人権と教育」をテーマにした研修を実施しています。

²⁶ 被害者本人が支援申出書を市町村に提出することにより、住民票や戸籍の附票など居所を探されるおそれがある書類を、加害者が請求できないようにした。支援申出書を提出できるのは、DV被害者及びストーカー行為等の被害者で、加害者がその住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある者。

²⁷ 被保険者(加害者)自身から、被扶養者を外す旨の届出がなされなくとも、被扶養者(被害者)から、DV被害を受けている旨の証明書を添付して被扶養者から外れたい旨の申告がなされた場合には、被扶養者から外すことができるとした。

²⁸ 被害者から申出があった場合、配偶者に対し年金情報等を知られないよう秘密の保持に配慮する。

なお、被害者への直接的支援に携わる女性福祉相談員等については、担当部署ごとに研修を行っています。

直接の担当者だけでなく、関係部署・機関の関係者に対する体系的な研修が求められています。

施策の方向

研修の充実

名古屋市DV防止基本計画策定にあたって実施した「配偶者からの暴力被害者支援充実に向けた関係部署・機関の連携及び研修に関する実状調査」結果に基づいて、市関係部署における管理職研修及び職員研修、直接的支援担当者向け研修の充実を図ります。また、教職員に対する研修においても、DV防止を研修内容に含めて実施します。

重点目標 17 苦情処理の適正化・迅速化

現状と課題

名古屋市配偶者暴力相談支援センター、社会福祉事務所等の関係機関は、被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなくてはなりません。申出を受けた苦情については、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の改善に反映させるとともに、処理結果については可能な限り申立人への説明責任を果たす必要があります。

施策の方向

二次的被害などの苦情対応の明確化

苦情への対応方法等について、一定のルールを明確化し、円滑・円満な解決に努めます。

1 推進体制

DV防止及び被害者支援に関する施策は広範多岐にわたり、ひとつの機関で対応することは困難です。

「名古屋市男女平等参画推進協議会」においてDV防止の推進に関する事項について調査審議します。

「名古屋市『女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）』防止対策関係機関連絡会議」及び「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」において施策について協議・連携を図り、名古屋市DV防止基本計画を着実に推進していきます。

2 庁内関係局の取り組み

DV防止と被害者支援に関する施策は、幅広い分野での取組が必要です。それぞれの所管局が中心となって庁内及び関係機関・団体と連携を図りながら、担当する施策を積極的に実施します。

この計画における各施策を所管する局は施策所管局一覧のとおりです。

3 実施状況の公表

この計画に基づく施策については、年度ごとに施策の実施状況を公表します。

施策所管局一覧

基本方向 1 総合的な推進体制づくり	
重点目標 (1) 名古屋市としての総合的な推進体制の整備	(所管局)
「名古屋市男女平等参画推進協議会」による推進	総務局・子ども青少年局
「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」による推進	子ども青少年局・総務局
「名古屋市『女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス)』防止対策関係機関連絡会議」による推進	総務局・子ども青少年局
民間団体及び市民との連携等	総務局・子ども青少年局
重点目標 (2) 総合的な支援体制の整備	
名古屋市配偶者暴力相談支援センターの調整機能強化	子ども青少年局
被害者の状況に応じた支援の推進	子ども青少年局・総務局
重点目標 (3) 国・県の機関との連携	
警察等との連携	子ども青少年局・総務局
広域連携等の推進	子ども青少年局・総務局
重点目標 (4) 関係機関・団体の連携	
被害者支援民間団体等との連携	総務局・子ども青少年局
既存のネットワークの連携	総務局・子ども青少年局・健康福祉局
基本方向 2 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり	
重点目標 (5) DV防止策の推進	
相談窓口の整備など男性へのはたらきかけ	総務局
「デートDV」防止教育などの推進	総務局・子ども青少年局
学校における人権教育の推進	教育委員会・総務局
重点目標 (6) DV防止意識の向上	
全市的なDV防止キャンペーンの取り組み	総務局・子ども青少年局
外国籍被害者・障害のある被害者に配慮した広報・啓発	子ども青少年局・健康福祉局・市長室
重点目標 (7) DV被害の発見・通報体制の整備	
医療関係者との連携	子ども青少年局・総務局・病院局・健康福祉局
民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携	子ども青少年局・健康福祉局・総務局
学校、幼稚園、保育所等との連携	子ども青少年局・教育委員会・総務局
ホームヘルパー等との連携	子ども青少年局・健康福祉局
重点目標 (8) 調査・研究の推進	
女性の人権や福祉等に関する調査研究	総務局・子ども青少年局

基本方向 3 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり	
重点目標(9) 相談・保護体制の整備 (所管局)	
相談機関等の周知	子ども青少年局・総務局
相談体制の充実	子ども青少年局・総務局
保護体制の充実	子ども青少年局
重点目標(10) 住まいへの支援体制の整備	
安定的な住まいへの支援	住宅都市局・子ども青少年局
重点目標(11) 就業などの生活支援体制の整備	
就業支援の充実	子ども青少年局・総務局
企業等と連携した就業支援	子ども青少年局・総務局
生活支援の充実	子ども青少年局・健康福祉局
重点目標(12) ところとからだへの支援体制の整備	
精神的支援の充実	子ども青少年局・健康福祉局・総務局・病院局
被害者を孤立させない支援体制整備	子ども青少年局・総務局
被害者の支え合いの支援	子ども青少年局・総務局・健康福祉局
重点目標(13) 子どもへの支援体制の整備	
児童相談所と連携した子どもへの支援	子ども青少年局
医療関係者へのDV問題の周知	子ども青少年局・総務局・健康福祉局・病院局
教育・保育関係者へのDV問題の周知	子ども青少年局・教育委員会・総務局
重点目標(14) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制の整備	
外国籍被害者の支援体制整備	子ども青少年局・市長室・教育委員会・総務局
高齢の被害者の支援体制整備	健康福祉局・子ども青少年局
障害のある被害者の支援体制整備	子ども青少年局・健康福祉局
基本方向 4 二次的被害を起こさない支援体制づくり	
重点目標(15) 被害者の安全確保策の強化	
法的支援の充実	子ども青少年局
区役所内の統一的対応の推進	子ども青少年局・市民経済局・健康福祉局
重点目標(16) 研修体制の整備	
研修の充実	総務局・子ども青少年局・全局
重点目標(17) 苦情処理の適正化・迅速化	
二次的被害などの苦情対応の明確化	総務局・子ども青少年局

資料 1	D V 対策をめぐるこれまでの取り組み	3 0
資料 2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	3 1
資料 3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策 に関する基本的な方針（概要）	4 1
資料 4	名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 検討会議設置要綱	4 7
資料 5	名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 検討会議委員名簿	4 9
資料 6	名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 検討会議等開催状況	5 0
資料 7	名古屋市 D V 防止基本計画策定に向けた D V 被害者等からの意見概要 及び関係機関・団体ヒアリング概要	5 1
資料 8	調査データ	5 5

DV対策をめぐるこれまでの取り組み経過

年 度	名古屋市の取り組み	国の動き
平成 11 年度	・女性に対する暴力調査	・「男女共同参画社会基本法」成立（6月） （平成 12 年 12 月「男女共同参画基本計画」策定、平成 13 年 1 月「男女共同参画審議会」設置）
平成 12 年度		・「児童虐待防止法」「ストーカー規制法」の施行（11月）
平成 13 年度	・「男女共同参画プランなごや 2 1」策定 ・総合相談窓口のあり方調査	・「配偶者暴力防止法」の施行（4月制定 10月一部施行）
平成 14 年度	・「男女平等参画推進なごや条例」施行	・「配偶者暴力防止法」全面施行（4月）
平成 15 年度	・「名古屋市男女平等参画推進センター（つなわれっとNAGOYA）」開館。女性のための総合相談窓口設置 ・相談事業における連携と協働のあり方研究	・改正「児童虐待防止法」の施行
平成 16 年度	・名古屋市男女平等参画審議会答申	・改正「児童虐待防止法」の施行（4月制定、10月一部施行） ・第 1 次改正「配偶者暴力防止法」の施行（5月改正 同年 12 月施行） ・「基本方針」策定
平成 17 年度	・DV被害者支援体制確立のための調査	・改正「児童虐待防止法」の施行（4月）
平成 18 年度	・各区社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置 ・DV被害者支援センター（仮称）の構想調査	・改正「児童虐待防止法」の施行（4月）
平成 19 年度	・配偶者暴力相談支援センター業務開始	・改正「児童虐待防止法」の施行 ・第 2 次改正「配偶者暴力防止法」の施行（7月制定、20 年 1 月施行） ・「基本方針」改定（1月）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）

第三章 被害者の保護（第六条 第九条の二）

第四章 保護命令（第十条 第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条 第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとして

の機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立て

の時に於いて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠として いる住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）

その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する

基本的な方針（概要）

平成20年1月11日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務

を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者

会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画
検討会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第2条の3第3項の規定に基づき、名古屋市におけるドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)対策の総合的な推進を図ることを目的として、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定に資するため、名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他検討会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議の委員は、15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから子ども青少年局長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、前条による依頼をした日から平成21年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、必要に応じて関係者から意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 検討会議は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りではない。

(1) 非公開が含まれる事項について協議等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第 8 条 検討会議の庶務は、子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課及び総務局総合調整部男女平等参画推進室において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 2 4 日から施行する。

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画検討会議委員(50音順、敬称略)

氏 名	所 属
井上 光子 (いのうえ みつこ)	子どもの虐待防止ネットワークあいち
隠岐 美智子 (おき みちこ)	NPOフェミニストサポートセンター・東海
可児 康則 (かに やすのり)	愛知県弁護士会
川井 信夫 (かわい のぶお)	愛知県警察本部生活安全部
菊地 夏野 (きくち なつの)	名古屋市立大学人文社会学部現代社会学科
木暮 ひろみ (こぐれ ひろみ)	愛知県医療ソーシャルワーカー協会
笹原 艶子 (ささはら つやこ)	かけこみ女性センターあいち
杉浦 裕 (すぎうら ひろし)	名古屋市医師会
杉本 貴代栄 (すぎもと きよえ)	金城学院大学現代文化学部福祉社会学科
田倉 保男 (たくら やすお)	愛知県・名古屋市母子施設連盟
中村 栄一 (なかむら えいいち)	愛知県健康福祉部
野口恭司 (のぐち きょうじ)	名古屋法務局人権擁護部
浜口潤子 (はまぐち じゅんこ)	愛知県女性相談センター

会長 副会長

任 期 : 平成20年4月24日から平成21年3月31日まで

名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議委員

市長室国際交流課長
総務局総合調整部男女平等参画推進センター所長
財政局主税部主税課長
市民経済局地域振興部地域安全推進課長
市民経済局地域振興部区政課長
健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長
健康福祉局障害福祉部障害企画課長
健康福祉局生活福祉部保護課長
健康福祉局生活福祉部保険年金課長
健康福祉局健康部保健医療課長
病院局管理部総務課長
子ども青少年局子育て家庭部子育て支援課長
子ども青少年局児童福祉センター相談課長
住宅都市局住宅部住宅管理課長
教育委員会事務局学事課長
幹事区区民福祉部民生子ども課長

事務局：子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課

総務局総合調整部男女平等参画推進室

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画検討会議等開催状況

開催日	会 議	内 容
平成 20 年 4 月 7 日	第 1 回名古屋市ドメスティック・バイオ レンス被害者支援庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV 改正法及び国の基本方針について ・名古屋市 DV 防止基本計画の策定について
4 月 24 日	第 1 回名古屋市配偶者からの暴力防止 及び被害者支援基本計画検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市 DV 防止基本計画の策定について ・ DV 被害者意見公募について
7 月 15 日	第 2 回名古屋市ドメスティック・バイオ レンス被害者支援庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV 被害者意見公募及び民間関係団体ヒ アリングの結果について ・名古屋市 DV 防止基本計画骨子について ・名古屋市 DV 研修実状調査について
7 月 24 日	第 2 回名古屋市配偶者からの暴力防止 及び被害者支援基本計画検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV 被害者意見公募及び民間関係団体ヒ アリングの結果について ・名古屋市 DV 防止基本計画骨子について ・名古屋市 DV 研修実状調査について
10 月 17 日	第 3 回名古屋市ドメスティック・バイオ レンス被害者支援庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市 DV 研修実状調査速報について ・名古屋市 DV 防止基本計画原案について
10 月 24 日	第 3 回名古屋市配偶者からの暴力防止 及び被害者支援基本計画検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市 DV 研修実状調査速報について ・名古屋市 DV 防止基本計画原案について
11 月 28 日	第 4 回名古屋市配偶者からの暴力防止 及び被害者支援基本計画検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市 DV 防止基本計画原案について ・パブリックコメントについて
平成 21 年 1 月 27 日	第 4 回名古屋市ドメスティック・バイオ レンス被害者支援庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市 DV 防止基本計画(案)について ・名古屋市 DV 研修実状調査結果について
2 月 6 日	第 5 回名古屋市配偶者からの暴力防止 及び被害者支援基本計画検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市 DV 防止基本計画(案)について ・パブリックコメント実施結果について

名古屋市DV防止基本計画策定に向けたDV被害者等からの意見概要 及び関係機関・団体ヒアリング概要

(1) 名古屋市DV防止基本計画策定に向けたDV被害者等からの意見概要

募集期間 平成20年5月26日(月)～6月30日(月)

回答者数 42人(131件)

性別

女	40
男	1
不明	1
計	42

住まい

名古屋市内	22
名古屋市外	10
不明	10
計	42

年齢

20代	4
30代	13
40代	6
50代	5
60代	3
70代以上	1
不明	10
計	42

方法

郵送	15
FAX	19
メール	6
電話	2
計	42

意見概要

- ・ 支援について、公的機関だけでなく民間団体にも委託してほしい。
- ・ 被害者は行動できないほど追いつめられているので、警察などは安全措置や手続きなどを被害者の負担のないように行ってほしい。
- ・ 警察に期待する。DV加害者をもっと厳しく取り締まってほしい。加害者をちゃんと処罰してほしい。
- ・ もとの家から荷物を取り出すときに支援してほしい。
- ・ 110番したくても、恐怖で電話できない。海外のように警察に直接つながる装置(ペンダントなど)が必要。
- ・ 他県に逃げるネットワークを広げてほしい。ひとりでは、解決できない。
- ・ 暴力の子どもへの影響を考えて離婚した。暴力をふるう大人になってほしくない。加害者を作らないと軽くみも必要。
- ・ 夫は外面がいい。男性のDV理解を徹底してほしい。
- ・ 中高生に「恋人関係での暴力も犯罪」と伝える教材が必要。「デートDV」について、「歪んだ関係は暴力」

という認識をひろげてほしい。

- ・大学の授業で、自分の経験がDVであると知った。視野が広がった。
- ・対等な男女の関係について、学校で教えてほしい。義務教育で個人の尊重を教えてほしい。
- ・子どもへの性教育が必要。
- ・「DVは犯罪」と周知してほしい。地下鉄の中やテレビでもDVについて広報してほしい。
- ・経済的支援など別れることを決める助けになるような広報を望む。
- ・父親だけが親権者ではないことを理解してほしい。
- ・小学校や児童館などの子どもと関わる人にDVの知識をもってほしい。
- ・家庭のなかで何かが起こっているサインをキャッチして、相談機関の情報提供など早めに支援してほしい。
- ・家を出る前の自立支援について、避難先や経済的支援などの情報がほしい。情報がないと身体ひとつで、十分な準備ができないまま家を出ることになってしまう。
- ・住民票を移さなくても転校できるなどの情報は、家を出るまえに知りたかった。
- ・相談窓口を充実してほしい。電話で相談したくても、平日は時間が取れない。
- ・1回でも相談を受けたら、DVから逃れて新しいスタートを切れるように支援してほしい。
- ・相談室が個室ではなく、つらかった。プライバシーに配慮がほしい。
- ・迷う気持ちを理解したうえで、援助してほしい。支援策について、できることとできないことを最初に説明がほしい。
- ・保護施設を充実してほしい。守ってくれる施設、安心して眠れる場所がほしい。プライバシーを守れる場にしてほしい。親と子が別になるのはつらい。思いやりがほしい。
- ・保護施設を出たあとのつきまといが心配。ひとりで生活する不安がある。大丈夫と思えるまで保護してほしい。
- ・公的シェルターから公営住宅に優先的に入居できる仕組みをつくってほしい。
- ・住宅入居や就職の際の保証人について、充実してほしい。
- ・離婚が成立していないと母子家庭対象の職業訓練は受けられない。職業訓練などを支援してほしい。
- ・DV被害を理解して、就業支援をしてほしい。
- ・所持金があると生活保護を受けられない。保証人がいないと母子寡婦福祉資金も利用できない。自立のための資金が必要。貸付制度などの情報を積極的に知らせてほしい。
- ・DVで転職して転居もしたが、まったく公的扶助がなかった。経済的支援を充実してほしい。
- ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）からの回復など被害者のメンタルケアを充実してほしい。専門の機関や人材を配置してほしい。被害者の心理状態を理解してほしい。
- ・地域で見守る取り組みがほしい。家を出たあとの職探しなどのときに、子どもを安心して預けることができる場がほしい。家事や子育てへの支援（ヘルパー派遣など）を望む。
- ・「どこの家でも女性が努力してうまくいっている」などの心ない言葉で被害者は自分を責めて追い詰められる。被害者の努力を認めてほしい。
- ・同じ体験をした被害者と話すことで勇気をもらえる。話ができる場所をつくってほしい。被害者同士が語り合い、支え合い、共感し合う場が必要。
- ・子どもの立場にたった支援を望む。子どもの身になって、子どもの目線で支援してほしい。
- ・子どもも深く傷ついている。中高生以上の子どもへの公的支援を充実してほしい。
- ・DVは、子どもの心の傷。子どもの心のケアに力をいれてほしい。
- ・DVから避難して転校した場合、夫が私たちを探して学校に問い合わせをするのではないかと不安が

ある。対応など徹底してほしい。

- ・保護命令期間を延長してほしい。無期限が望ましい。
- ・担当者や部署によって、同じ話を何回もしなくてもよいように配慮がほしい。
- ・DVで家を出たあと、夫は待ち伏せしたり幼稚園から子供を連れて行こうとした。警察は、「何かあれば110番してください」と。不安で仕方なかった。
- ・公的機関の相談電話になかなかつながらず、やっとつながったら警察を紹介され、警察では「危ない時は110番」といわれ、弁護士に相談したら弁護士費用の説明ばかりだった。
- ・相談機関で「とにかく家を出なさい」と言われた。怖くて出れないことをわかってほしい。
- ・公的機関に相談したが、精神的DVにまったく理解がなかった。
- ・県と市の連携がうまく取れていない。信頼する相談員を批判され不安がかき立てられた。
- ・デートDVを理解してもらえず、「なぜ、5年もつきあっていたのか」と言われた。
- ・保護施設のルールが厳しく管理的で、夫と一緒に暮らしと同じように感じた。
- ・110番して警察が来てくれたが、夫があやまったので、どちらもどっちのような対応に。警察官の教育をお願いしたい。

(2) 関係機関・団体ヒアリング

ヒアリング日程

- 6月12日 なごやフェミニスト・カウンセリング、子どもの虐待防止ネットワーク・あいち
かけこみ女性センターあいち
- 6月18日 名古屋家族相談室
- 6月23日 フェミニストサポートセンター・東海
- 6月25日 名古屋CAP
- 6月26日 ウィメンズカウンセリング名古屋YWCA
- 9月24日 名古屋市母子施設連盟
- 9月26日 愛知県医療ソーシャルワーカー協会

取り組むべき課題など

- ・レベルの高い専門家の配置など相談体制の充実、面接相談の充実、専門家を軸に、被害女性個人に応じた支援策の展開
- ・区役所間の対応の格差解消、相談窓口の一本化（関係機関と連携するために）
- ・ワンストップ方式の支援、支援のはじまりから完了まで、一貫した関わりがもてる行政的支援システムの確立 関係機関などのネットワーク確立
- ・二次被害をおこさないための研修が必要、弁護士などの専門家研修実施、保護命令申し立てのスキルアップ（女性福祉相談員）
- ・医療機関対応マニュアル（名古屋市版）作成や研修の充実
- ・弁護士との定期的な意見交換
- ・被害者ばかりでなく加害者のフォローも必要
- ・高校生など若年者へのDV防止教育、広報の充実、被害者のためのDV講座実施
- ・家具など生活必需品提供のしくみづくり（リサイクルの活用）
- ・保証人協会の保証金負担の制度、保証人登録のしくみづくり

- ・礼金・敷金の公費貸しつけ制度の新設、引っ越し費用の援助
- ・不動産屋など転居の同行支援、荷物の保管場所確保
- ・公営住宅の優先入居の拡大、公営住宅入居までのすまいの確保
- ・資格取得など職業訓練機会の拡大
- ・公務職場等の安定した就労場所への母子枠の設定、DV被害者の心的特性を理解した就労支援（DV被害者専門的就労支援の創出）
- ・児童扶養手当や母子・寡婦福祉資金など既存の制度の早期活用、生活保護制度の柔軟な適用、各母子手当などの拡充
- ・施設のセキュリティ機能の充実
- ・加害者対応マニュアルや緊急時対応マニュアルが必要
- ・公的機関によるシェルタースペースの提供、運営を民間団体に委託、夜間・休日の受け入れなど配偶者暴力相談支援センターの体制整備、緊急宿泊事業の活用
- ・サポートシステムの情報提供と選択可能な社会資源の充実・強化、DVサポートグループの充実、家事サポート
- ・母子ともに継続したメンタルな支援（DVの知識のある医師、心理士の対応）
- ・子どもと保護者へのDV防止教育、回復プログラムの実施など長期的支援、シェルター入所中の学習支援
- ・外国籍被害者の相談対応の充実、通訳システムの整備（通訳者の質と量の確保、ボランティア通訳への保証）、や心のケア、多言語の施設利用マニュアル、多言語のカウンセリング、シェルター利用の迅速化、DVについての外国人向け教育プログラム実施、支援者教育（研修）、外国人多文化ソーシャルワーカー育成
- ・施設のバリアフリー化
- ・支援者のメンタル・ヘルス
- ・民間団体への財政支援、研修費用の補助、市の研修への参加

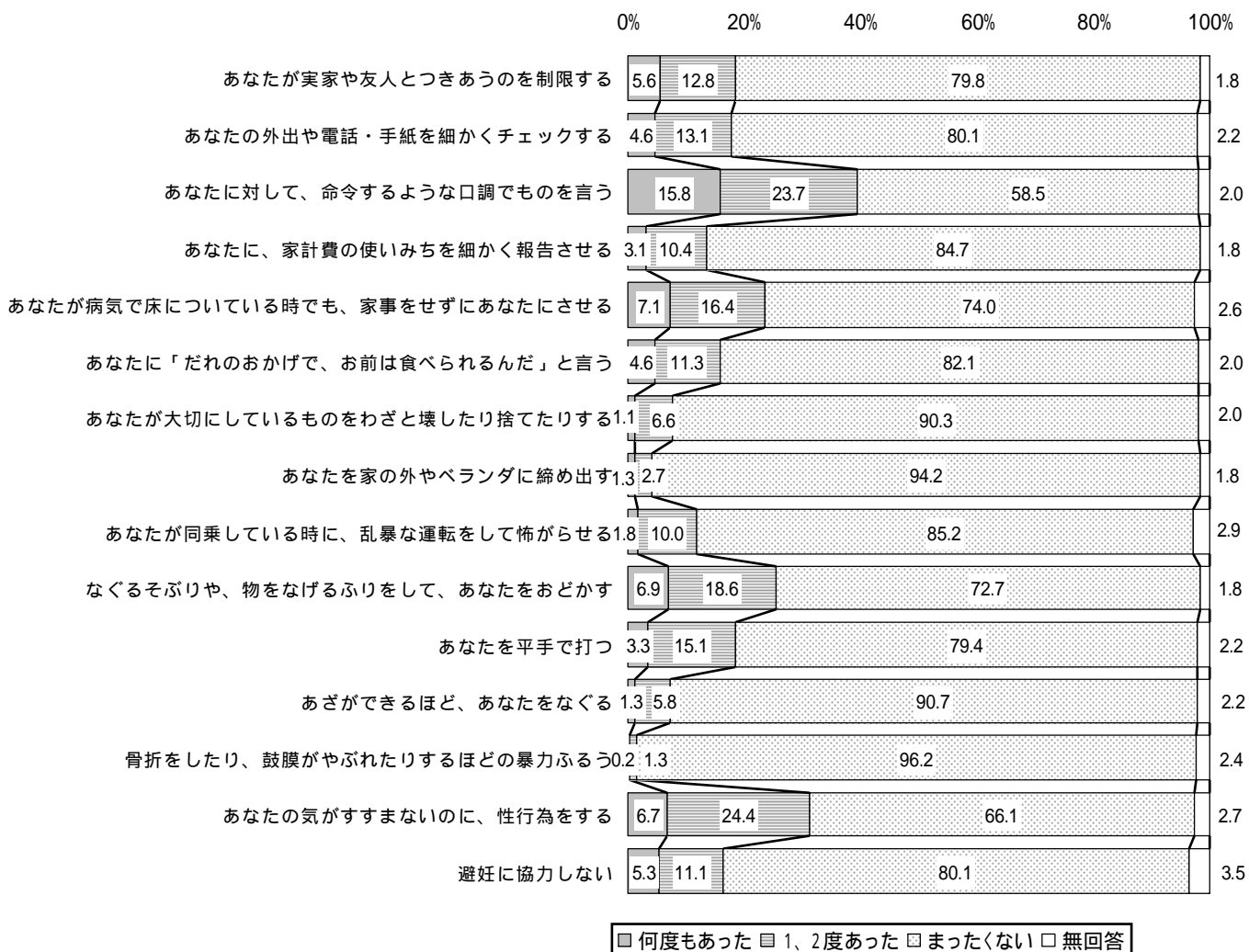
調査データ

「女性に対する暴力」調査報告書（名古屋市、平成 12 年 3 月）より

無作為抽出で市内在住の 20 歳以上の男女（各 1,000 人）を対象に調査。

有効回収率 48.9%（女 549 人、男 428 人回答）

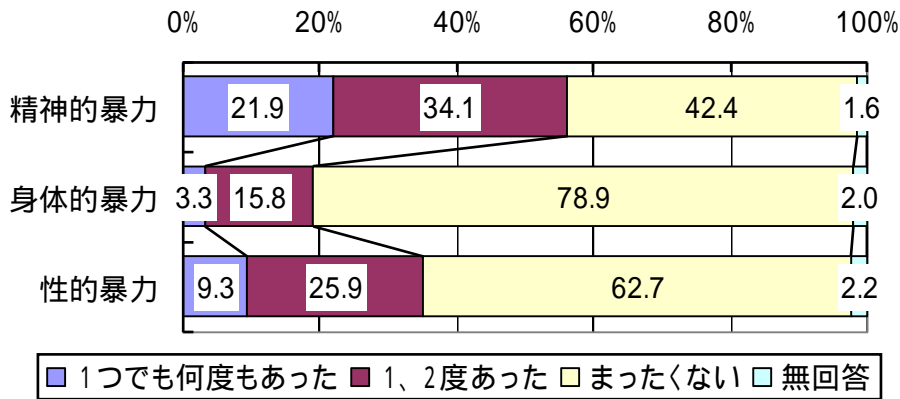
【女性が受けた暴力】 あなたはこれまでに、あなたの夫(恋人)から、次のようなことをされたことがありますか。



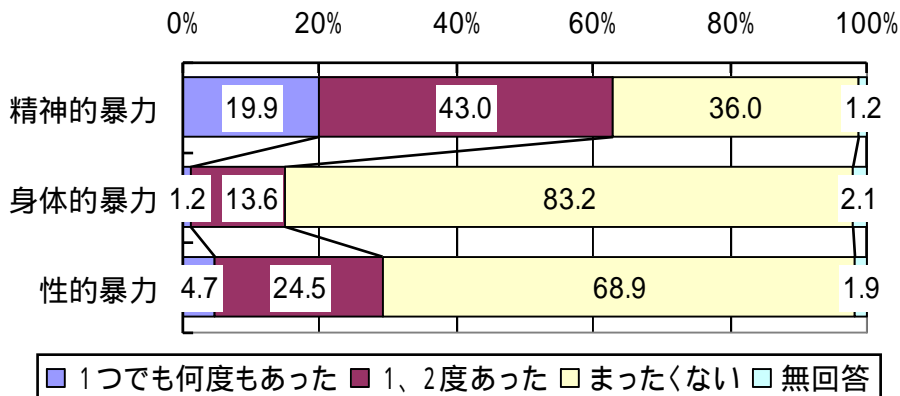
【男性がした暴力】 あなたはこれまでに、あなたの妻(恋人)に対して、次のようなことをしたことがありますか。



女性が受けた暴力の種類

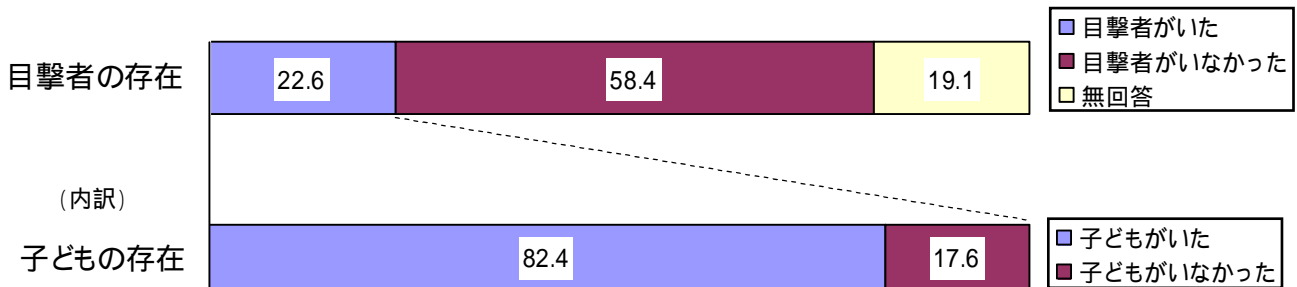


男性がした暴力の種類



精神的暴力は、経験したことがある人の割合は、女性の 56%に対し、男性は 62.9%と、男性の方が高い。
 身体的暴力は、女性は約 2 割が被害経験がある、男性は 14.8%が加害経験があると答えている。
 性的暴力は、女性の 9.3%、男性の 4.7%が何度もあったと答えている。

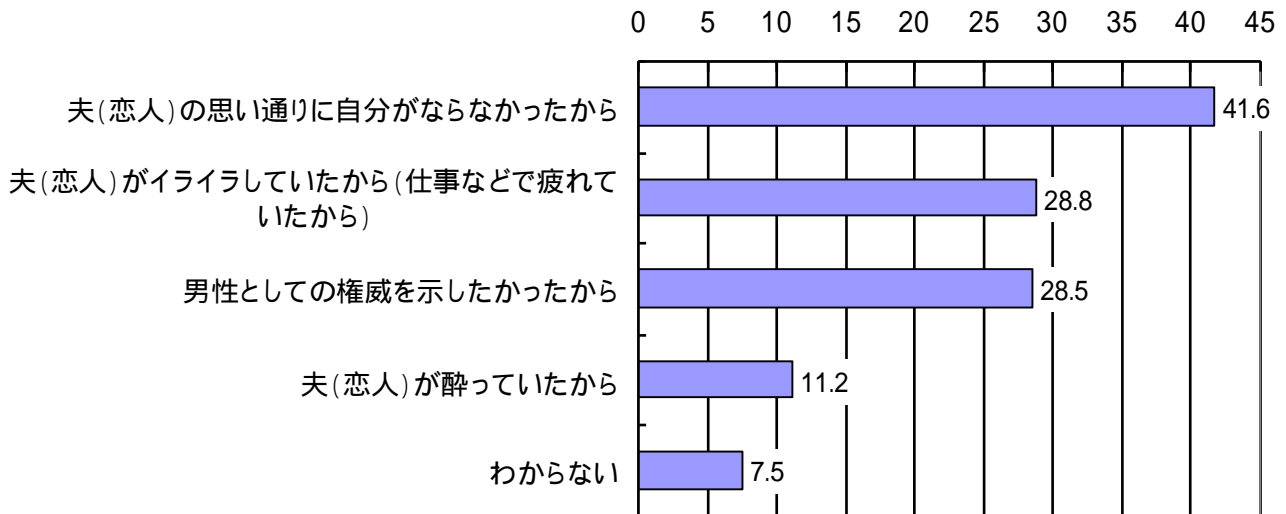
夫(恋人)から暴力行為を受けた時に、それを目撃していた人はいましたか。
 目撃していた人がいた場合、それは誰でしたか。



暴力の経験のある人に、その時の目撃者について尋ねたところ 22.6%が目撃者がいたとしており、そのうちの 82.4% (被害経験ありの 18.6%) が目撃者は子どもであったと答えている。

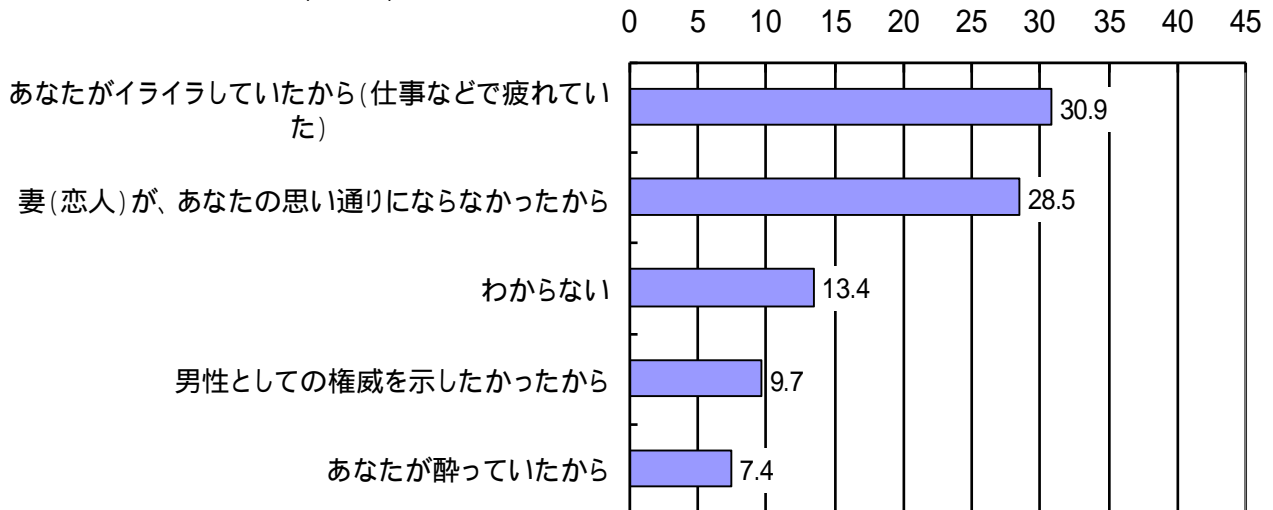
【女性が考える暴力の原因】

夫(恋人)があなたに対して暴力行為をした原因は何だと思いますか。



【男性が考える暴力の原因】

妻(恋人)に対して、暴力行為をした原因は何でしたか。



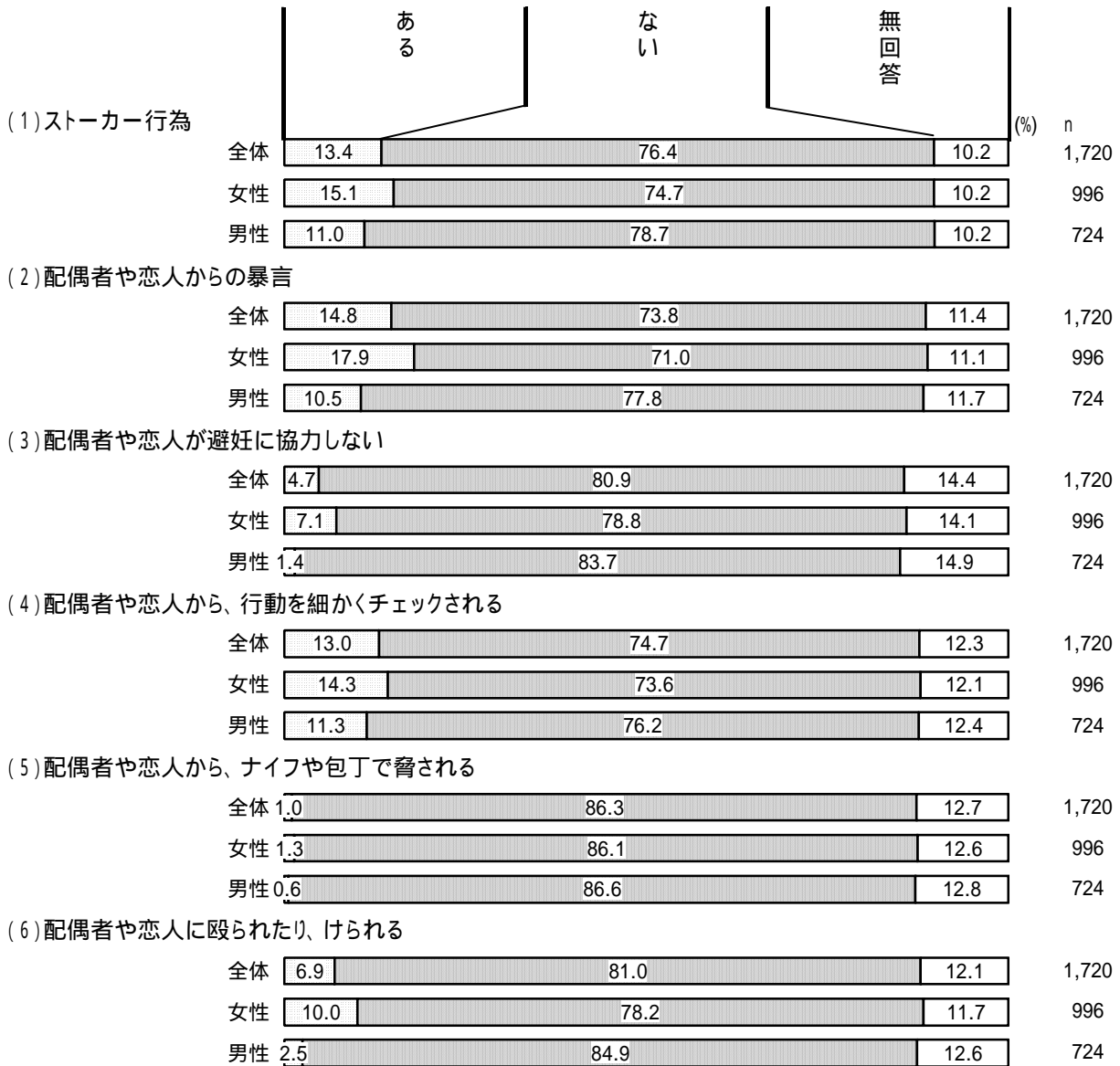
男女で差が見られるのは、「男性としての権威を示したかったから」という選択肢で、女性は男性の暴力を男性が権威を示したいあらわれとみている。

「第6回男女平等参画基礎調査報告書」(名古屋市、平成18年3月)より

無作為抽出で市内在住の20歳以上の男女(各2,050人、うち各50人は外国人)を対象に調査。

有効回収率42.0%(女996人、男724人回答)

配偶者や恋人からの暴力の被害経験



被害経験は男女とも存在するが、どの項目においても女性の方が被害経験が多い。

性別・世代別 被害経験

％、()内は実数

		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
ストーカー	女性	24.1(27)	18.8(34)	15.2(25)	18.6(32)	11.5(18)	13.0(14)
	男性	17.7(11)	7.1(8)	8.7(9)	12.6(16)	13.6(20)	16.0(16)
暴言	女性	23.4(26)	22.1(40)	21.3(35)	19.3(33)	16.2(25)	18.3(19)
	男性	6.6(4)	16.1(18)	16.5(17)	11.2(14)	7.7(11)	12.6(12)
避妊	女性	19.8(22)	8.9(16)	7.4(12)	6.0(10)	6.4(9)	2.1(2)
	男性	0.0	1.8(2)	1.9(2)	1.7(2)	1.5(2)	2.4(2)
行動	女性	26.8(30)	17.7(32)	17.8(29)	14.7(25)	11.3(17)	9.1(9)
	男性	18.0(11)	11.6(13)	11.7(12)	15.4(19)	9.6(14)	14.6(13)
殴られ	女性	9.8(11)	13.9(25)	12.3(20)	11.6(20)	9.3(14)	9.8(10)
	男性	1.6(1)	5.4(6)	3.9(4)	1.6(2)	0.0	5.5(5)
包丁	女性	1.8(2)	1.1(2)	1.8(3)	1.2(2)	2.0(3)	1.0(1)
	男性	0.0	1.8(2)	1.0(1)	0.0	0.0	1.1(1)

女性は若い世代ほど被害経験が高く、人生経験の長さよりもこうした問題に対する意識の違いが回答に影響を及ぼしていることがうかがわれる。男性の中でははっきりとした世代間の差はどの項目についても見られなかった。

未婚者と既婚者の被害経験

(%)

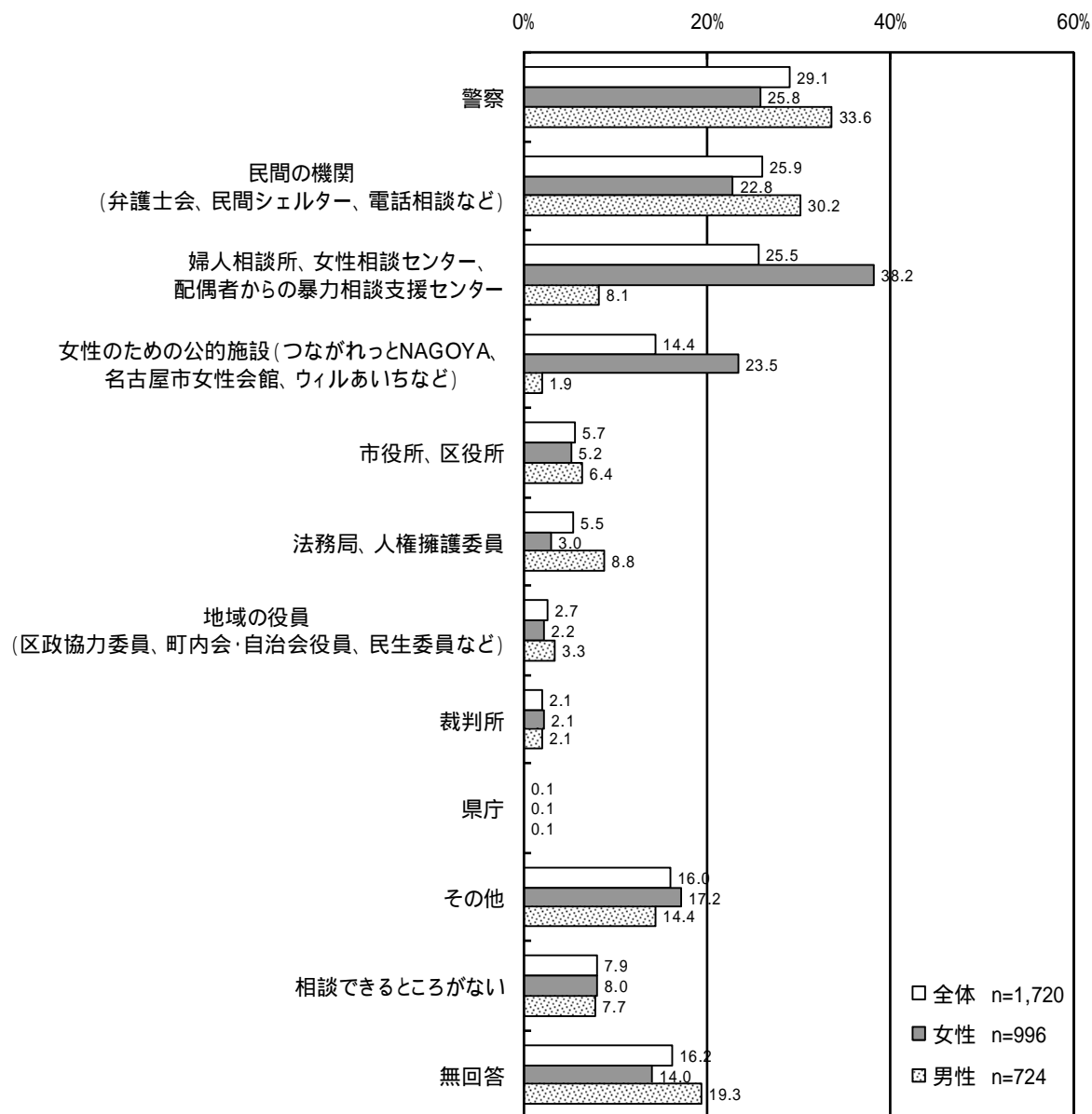
	20歳代女性		20歳代男性	
	未婚者	既婚者	未婚者	既婚者
ストーカー	28.2	14.7	20.0	9.1
暴言	20.8	29.4	8.0	0.0
避妊非協力	18.2	23.5	-	-
行動監視	29.5	20.6	14.0	36.4
殴るける	9.0	11.8	-	-
	30歳代女性		30歳代男性	
	未婚者	既婚者	未婚者	既婚者
ストーカー	26.5	16.8	11.5	1.6
暴言	17.6	22.6	9.6	17.5
避妊非協力	14.7	6.6	-	-
行動監視	35.3	11.8	9.6	9.5
殴るける	11.8	13.2	-	-

*ここでは経験者数が極端に少ない項目はのぞいて比較した。40歳代以上は未婚者が少ないため、20～30歳代のみを比較した。「既婚者」には同棲している人も含めた。

DVは主に配偶者間の問題と思われがちであり、現在の配偶者暴力防止法も恋人関係には対応していない。しかし、未婚者と既婚者で被害経験を比較したところ未婚者でも被害があることが明らかになった。

【DVの相談先】

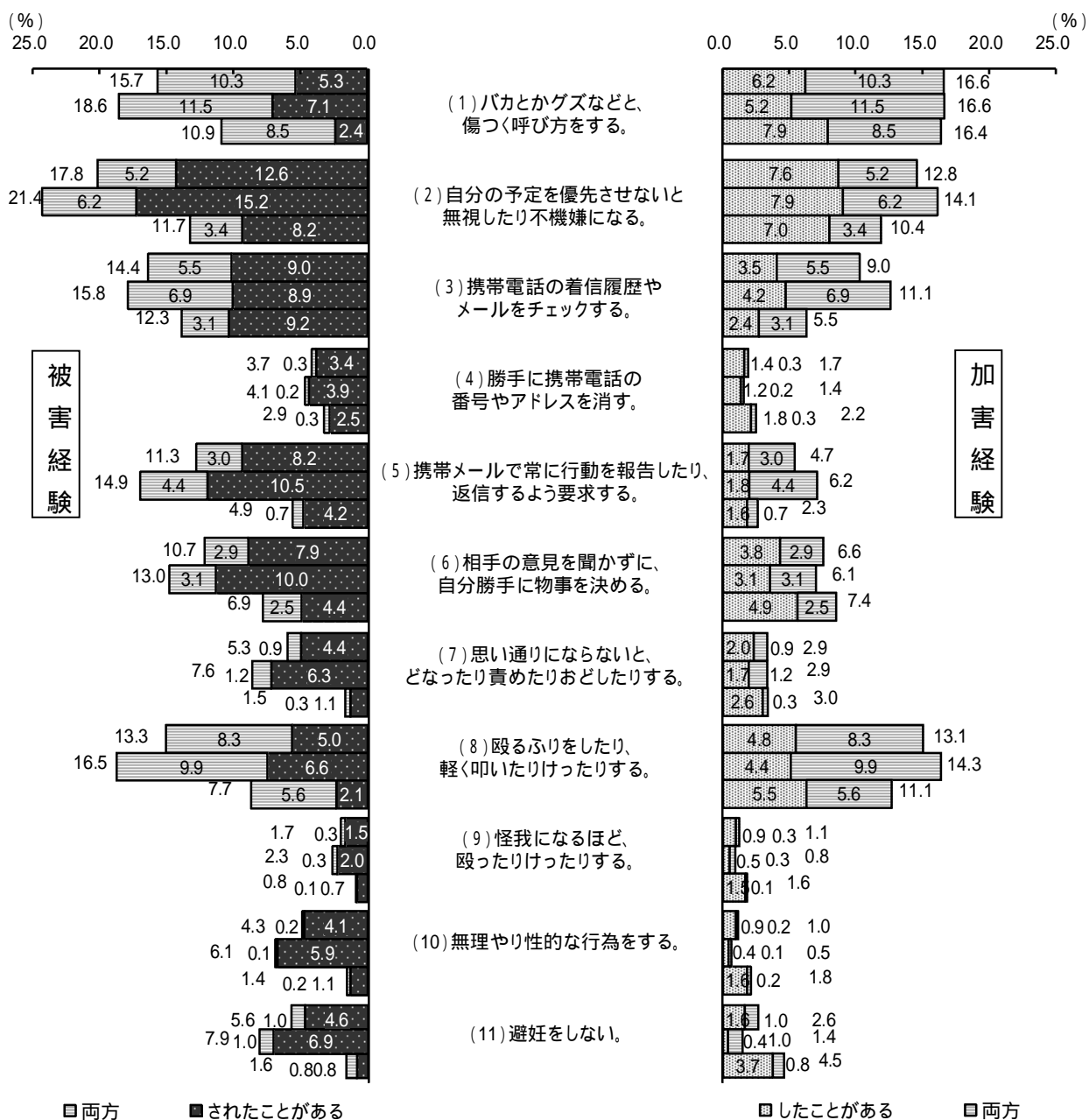
あなたは、配偶者（夫や妻）、恋人からの暴力の被害を受けた場合、どこに相談しますか。（複数回答）



相談先は男女で大きく異なっている。女性の場合すべての世代で「婦人相談所、女性相談センター、配偶者からの暴力相談支援センター」が第一に選ばれるのに対し、男性の場合は「警察」、「民間の機関」が多く選ばれる。
 なお、この調査時点では名古屋市の配偶者暴力相談支援センターは業務を開始していない。

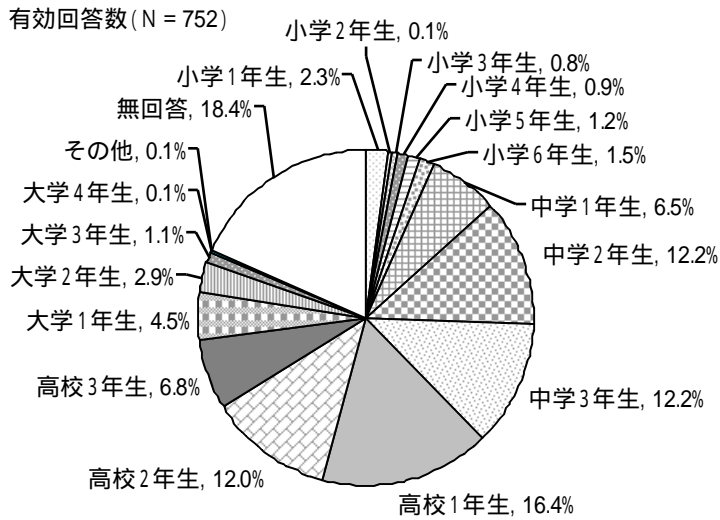
「デートDVに関するアンケート」(名古屋市、平成20年9月～11月調査)より
 市内の公立高校・私立高校に在籍する高校生及び愛知県内の国公立大学・私立大学に在籍する大学生
 を対象に調査。回収数 4,630 件(高校生 3,623 件、大学生 976 件、無回答など 31 件)

特定の人と付き合い合った経験の中での加害・被害経験(男女別)

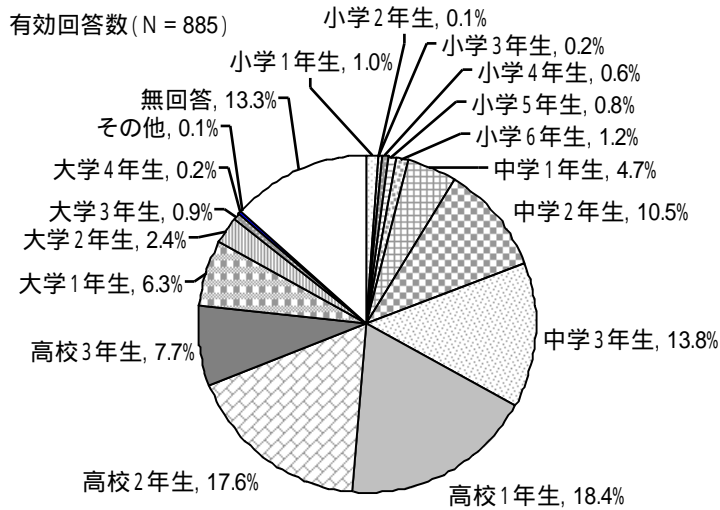


グラフは上から 有効回答数(N= 2343)・女性(N= 1466)・男性(N= 873) の順に表示
 「したことがある」又は「されたことがある」と「両方」の合計値と表示の数値は端数の都合上一致しない場合があります

初めて加害経験をした時期



初めて被害経験をされた時期



初めて被害や加害を経験した時期は、高校1年生が最も多く、以下その前後の年齢となっている。なお、回答者の多くが高校生であるため、大学1年以降の回答数が少なくなっている影響も考えられる。